

## 田原市特別用途地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された特別用途地区が定められている別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

(特別用途地区内の建築制限)

第3条 対象区域においては、別表第2左欄の対象区域の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が対象区域及びその周辺に環境の悪化を生じさせるおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する前条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称	区域
大規模集客施設制限地区	東三河都市計画特別用途地区の区域

別表2（第3条関係）

名称	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

# 參考資料

## ○県内市町村における特別用途地区指定状況

平成 27 年 2 月 4 日現在

### ・特別用途地区を指定している市町村 18/51（都計区域が指定されている市町村数）

名古屋市、瀬戸市、日進市、一宮市、江南市、半田市、豊田市、みよし市、刈谷市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、東郷町、豊山町、蟹江町、南知多町、武豊町

### ・上記市町村のうち、『大規模集客施設制限地区』の特別用途地区を指定している市町村 4/18

名古屋市、豊橋市、豊川市、武豊町

### ・特別用途地区を指定している市町村の罰則（罰金）

□50 万円以下（5/18）…名古屋市、豊山町、豊橋市、豊川市、武豊町

□30 万円以下（1/18）…半田市

□20 万円以下（10/18）…瀬戸市、日進市、一宮市、江南市、豊田市、みよし市、蒲郡市、新城市、蟹江町、南知多町、

□10 万円以下（2/18）…刈谷市、東郷町

### ・大規模集客施設制限地区を指定している市町村の罰則（罰金）

□50 万円以下（4/4）…名古屋市、豊橋市、豊川市、武豊町

## ○都市計画法

(都市計画の告示等)

第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあっては関係市町村長に、市町村にあっては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

## ○建築基準法

(特別用途地区)

第四十九条 特別用途地区内においては、前条第一項から第十二項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項及び第五項から第十二項までを除く。）、第六条の二（第三項から第八項までを除く。）、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、

第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の三第二項、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

- 3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十三項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。
- 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
  - 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
  - 三 第四十八条第一項から第十三項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合
- 4 第八十六条の七第二項（第三十五条に係る部分に限る。）及び第八十六条の七第三項（第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三条第三項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

第百六条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第二項（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

## ○建築基準法施行令

（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）

第百三十条の八の二 （略）

- 2 法別表第二（と）項第六号及び（わ）項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。